

介護保険利用料低所得者減免実施市町村の実施内容

(2009年9月現在・自治体キャラバンまとめ)

2 ・ 豊 橋 市	事業名・根拠法規等	豊橋市在宅サービス負担軽減事業実施要綱			
	対象サービス	居宅サービス(認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護を除く)			
	対象者及び 軽減内容	介護保険法施行令に規定する高額介護サービス費または高額居宅支援サービス費の支給後の当該月の利用者負担額から次の額を引いた額を「在宅サービス負担軽減事業補助金」として交付する(世帯合算適用しない。) ① 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯…8,000円 ② 住民税非課税世帯に属し合計所得+課税年金収入80万円以下の者…8,000円 <small>(解説)</small>			
		保険料徴収所得区分	国基準	→	豊橋市基準
		上記②の方(第2段階)	15,000	→	8,000
		上記①の方(第1段階)	15,000		
	交付申請と支払い	上記の対象者に「在宅サービス負担軽減事業補助金交付のお知らせ」と「在宅サービス負担軽減事業補助金交付申請書」を通知。通知を受けた交付対象者は、その申請書類と併せ「居宅サービスの領収書の写し」を市長に提出。その月の末日までに振り込む。(交付対象者が死亡の場合は、法定相続人が「誓約書」を添えて申請することができる)			
	財源	一般会計			

3 ・ 岡 崎 市	事業名・根拠法規等	岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者対策事業実施要綱			
	対象サービス	【訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導】の居宅サービス(介護予防含む)、【夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護】の地域密着サービス(介護予防含む) 【障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業による減額若しくは法第50条若しくは法第60条の規定による利用者負担の減額又は免除、社会福祉法人等による介護保険利用者負担額の減免制度による減額又は特別地域訪問介護加算に係る利用者負担額の軽減制度による減額を受けている場合にも、この事業による助成は受けられるとする。ただし、高額介護(介護予防)サービス費の支払いは優先しない。】			
	助成金の額	利用者負担額の合計額の2分の1			
	助成金の支払	遅くとも翌々月の末日までに以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 「岡崎市介護保険在宅介護サービス利用者負担額助成金交付申請書」 ・ 「岡崎市介護保険在宅介護サービス利用者負担額助成金受給資格者証」 ・ 助成を受けようとする利用者負担に係る領収書 ・ 領収書の内訳に係る書類(サービス利用票の写し等)			
	対象者	次の①～③すべてを満たすかたで適用除外要件に当てはまらない方 ① 保険料徴収区分の所得段階が第1段階または第2段階 ② 本人の前年の対象収入が60万円以下 ③ 前年の世帯収入の合計が2人世帯で120万円(1人増すごとに35万円をえた額)以下 ◇適用除外の要件 ア 生活保護受給者 イ 活用資産や一定基準額以上の預貯金がある方 ウ 市民税課税者からの扶養又は生計の援助を受けている方 エ 世帯の中に市民税未申告者や介護保険料滞納者がいる場合			
	資格の申請	「岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給者資格者証交付申請書」及び「収入状況等申出書」(世帯構成、世帯の収入状況、年金・恩給、仕送り状況、公共料金を負担している人、住宅及び資産状況、月の医療費負担額及び領収書等の添付、月の介護サービス負担額及び領収書等の添付)を市長に提出。該当者には「岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給資格者証」を交付。			
	資格有効期限	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで。			
	財源	一般会計			

6・半田市	事業名・根拠法規等	半田市介護福祉助成に関する条例、半田市介護福祉助成に関する条例施行規則																										
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス(食事提供費は除く、特例サービス費は含む)(条例)																										
	助成金の額	介護サービス費の一部負担金の一部を以下の限度額内で助成する(条例)。 →「一部の助成額」は実際に支払った一部負担金額の2分の1とする。(条例) ※利用者が負担した一部負担金の額は高額介護サービス費及び高額居宅介護サービス費の支給適用があつたものとみなして算定する。(施行規則) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>要介護状態区分</th> <th>介護福祉給付助成額(助成限度額)</th> <th>第1・2段階</th> <th>第3段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>2,485円以内(1/2の額)</td> <td>4,970円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>5,200円以内(1/2の額)</td> <td>10,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>8,290円以内(1/2の額)</td> <td>15,000円</td> <td>16,580円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>9,740円以内(1/2の額)</td> <td>15,000円</td> <td>19,480円</td> </tr> <tr> <td>要介護3以降</td> <td>12,300円以内</td> <td>15,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table>				要介護状態区分	介護福祉給付助成額(助成限度額)	第1・2段階	第3段階	要支援1	2,485円以内(1/2の額)	4,970円		要支援2	5,200円以内(1/2の額)	10,400円		要介護1	8,290円以内(1/2の額)	15,000円	16,580円	要介護2	9,740円以内(1/2の額)	15,000円	19,480円	要介護3以降	12,300円以内	15,000円
要介護状態区分	介護福祉給付助成額(助成限度額)	第1・2段階	第3段階																									
要支援1	2,485円以内(1/2の額)	4,970円																										
要支援2	5,200円以内(1/2の額)	10,400円																										
要介護1	8,290円以内(1/2の額)	15,000円	16,580円																									
要介護2	9,740円以内(1/2の額)	15,000円	19,480円																									
要介護3以降	12,300円以内	15,000円	24,600円																									
助成金の支払	① 「受給者証兼介護サービス費支払証明書」をサービス事業者に提示すれば、介護福祉給付助成額を差し引いた額をサービス事業者に支払うことで介護福祉給付助成を現物給付で受けることができる。(条例・施行細則) ② 「介護サービス費支給申請書」に介護サービス費支払証明書または領収書を添付して市長に申請し、市長は申請月の翌月に助成額を支払う。(施行規則) →運用上実際は、①の適用は困難で②により償還払いしている。																											
対象者 右記すべてに該当する方	居宅介護サービス費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 半田市に住所を有する方 ・ 市町村民税非課税の方 ・ 市町村民税課税者の扶養控除対象になっていない方 ・ 市町村民税課税者と生計を同一にしていない方 ・ 介護保険料を滞納していない方 施設サービス費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記居宅介護サービス費の要件に該当している方 ・ 前縁の年間収入が単身世帯で150万円(世帯員が1人増すごとに50万円の加算)以下の方 ・ 預貯金・有価証券等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増すごとに100万円の加算)以下の方 ・ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない方 																											
資格の申請	「受給者証兼介護サービス費支払証明書交付申請書」を市長に提出。該当者には「受給者証兼介護サービス費支払証明書」を交付する。 ※証の有効期限はなく、年に1度要件が該当しているかどうかは市で確認している。																											
財源	一般会計																											

7・春日井市	事業名・根拠法規等	訪問介護利用者負担軽減実施要項			
	対象サービス	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護			
	内容	ホームヘルプサービス利用負担額の10分の7(障害者施策対象者) 同全額(障害者自立支援法対象者)			
	対象者	次のいずれかに該当する者で、その者の属する世帯の生計中心者の所得税額が92,400円以下の世帯又は生活保護受給世帯に属するもの ① 障害者施策によるホームヘルパーの派遣を受けていた者で、65歳になって介護保険の認定を受けた者 ② 特定疾病により、介護保険の認定を受けた40歳から64歳までのもの ③ 障害者自立支援法による定額負担額が0円となっている者で、障害者施策によるホームヘルパーの派遣を受けていた者、又、65歳以上になって介護保険の認定を受けた者及び特定疾病により、介護保険の認定を受けた40歳から64歳までのもの			
	財源	一般会計			

10 碧南市	事業名・根拠法規等	碧南市介護保険居宅介護サービス費等利用者負担額助成事業実施規程
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス(特例サービス費も含む)
	助成金の額	利用者負担額の2分の1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 「介護保険利用者負担助成金交付申請書」「利用者が支払った費用に関する証拠書類」「介護保険利用者負担額助成受給者証」
	対象者	碧南市介護保険条例・碧南市介護保険法施行細則に規定する保険料減免の受給者
	資格の申請	「介護保険利用者負担額助成受給者証交付申請書」に碧南市介護保険条例・碧南市介護保険法施行細則に規定する保険料減免の受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「介護保険利用者負担額助成受給者証」を交付する。
	資格有効期限と更新	年1回、保険料の本算定にあわせて更新を行う。
	財源	一般会計

11 刈谷市	事業名・根拠法規等	刈谷市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	居宅サービス(特定福祉用具販売を除く)、地域密着型サービス、介護予防サービス(特定介護予防福祉用具販売を除く)、地域密着型介護予防サービス及び住宅改修
	助成金の額	利用者負担額の2分の1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証 ・ 助成を受けようとする利用者負担額が分かる領収書 ・ 領収書の内訳が分かる書類
	対象者	①保険料徴収区分第1段階のもの(生保除く) ②住民税非課税世帯に属するもので、前年収入額から所得税等・社会保険料・医療費等の経費を控除した額が42万円以下のもの ③住民税非課税世帯に属するもので、全世帯員の前年収入合計額が103万円(世帯員が2人以上の場合は164万円)以下のもの
	財源	一般会計

13 安城市	事業名・根拠法規等	安城市介護保険利用者負担軽減措置事業実施要綱
	対象サービス	《介護(予防)サービス》(介護予防)訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具の貸与 《地域密着型サービス》夜間対応型訪問介護、介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護
	軽減額	利用者負担額の2分の1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 介護保険利用者負担軽減交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額軽減受給者証
	対象者	① 住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 ② 住民税非課税世帯に属する者で、生計同一者全員の前年収入合計額が103万円(生計同一者が2人以上の場合は164万円)以下のもの 上記①②の対象者のうち、以下に該当するものは除外する。 ・ 生活保護 ・ 生計同一者に住民税課税者がいる ・ 生計同一者に住民税等の滞納者がいる ・ 生計同一者に不動産収入・配当収入がある
	財源	一般会計

14 ・ 西尾市	事業名・根拠法規等	西尾市介護保険居宅介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護(予防サービス含む)
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 「介護保険利用者負担助成金交付申請書」「利用者が支払った費用に関する証拠書類」
	対象者	第1段階(生保除く)
	(1) 助成額	利用者負担額の2分の1を助成 (高額介護サービス費・高額介護予防サービス費等の支給のあった場合は、支給を受けた後の自己負担額の2分の1の負担となる)
	対象者	第2・3段階のうち要介護度3、要介護度4、要介護度5のもの
	(2) 助成額	利用者負担額の5分の1を助成 (高額介護サービス費・高額介護予防サービス費等の支給のあった場合は、支給を受けた後の自己負担額の5分の4の負担となる)
	財源	一般会計

18 ・ 江南市	事業名・根拠法規等	江南市訪問介護利用者負担助成事業運営要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の50%(利用者負担5%)
	対象者	世帯の生計中心者が前年所得税非課税のもの
	助成額の支払	現物給付(指定訪問介護事業者と江南市による受領委任払い契約による)
	資格の申請	「訪問介護利用者負担額助成認定申請書」にて市長に申請。該当者には「訪問介護利用者負担軽減額助成認定証」を交付する。
	財源	一般会計

知多北部広域連合	根拠法規	知多北部広域連合介護保険条例・知多北部広域連合介護保険条例施行規則
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス(食費・居住費は除く、特例サービス費は含む)、住宅改修費、福祉用具購入費(規則)
	対象の所得段階区分	第1・2段階(条例・規則)
	(1) 対象者の条件	① 全世帯員の前年収入合計額が98万円(2人以上世帯の場合は98万円に1人につき32万円を加算した額)以下であること。 ② 全世帯員の預貯合計額が350万円(世帯員が2人以上の場合は1人当たり100万円を加算した額)以下であること。 ③ 住民税課税者に扶養されていないこと。
	減免内容	利用者負担額の4分の3を減額(規則)
	対象の所得段階区分	第3段階(条例・規則)
	(2) 対象者の条件	① 全世帯員の前年収入合計額が66万円(2人以上世帯の場合は66万円に1人につき16万円を加算した額)以下であること。 ②～③(1)と同じ
	減免内容	利用者負担額の4分の3を減額(規則)
	対象の所得段階区分	第3段階(条例・規則)
	(3) 対象者の条件	② 全世帯員の前年収入合計額が98万円(2人以上世帯の場合は98万円に1人につき32万円を加算した額)以下であること。 ②～③(1)と同じ
	減免内容	利用者負担額の2分の1を減額(規則)
	申請の有無・減免内容	保険料減免制度と対象者が同じなので、「介護保険料減免申請書」の提出にて対象者が審査され、対象者は国保連合会で審査された介護給付等について広域連合で減免額を月単位に決定し償還払いする。申請は当該の年度中に行う。(規則)
	財源	介護保険特別会計

25 ・ 知立市	事業名・根拠法規等	知立市介護保険利用者負担額軽減事業実施要綱
	対象サービス	①訪問介護及、②訪問入浴介護及、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤居宅療養管理指導、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション、⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護、⑩福祉用具貸与、⑪夜間対応型訪問介護、⑫認知症対応型通所介護、⑬小規模多機能型居宅介護 ①～⑩、⑫～⑬は介護予防を含む
	軽減額	利用者負担額の2分の1を減額
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 知立市介護保険利用者負担額軽減助成金交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額助成受給者証
	対象者	以下のいずれにも該当するもの対象とする ① 市町村民税非課税世帯に属する者で、前年(1月から6月までは前々年)の当該世全員の収入の合計が独居で150万円(世帯員が1人増すごとに50万円を加算)以下であること ② 世帯全員の預貯金の合計が独居で200万円(2人以上の世帯は250万円)以下であること ③ 世帯員すべてが日常生活に供する資産以外に活用する資産を有していないこと。 ④ 市町村民税課税者の扶養又は援助を受けていないこと 上記の対象者のうち、以下に該当するものは対象から外す。 ・ 生保・生計同一者が住民税課税者である ・ 世帯員に市町村民税未申告者又は介護保険料の滞納者がいるとき
	資格の申請	「知立市介護保険利用者負担額軽減対象認定申請書」に受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「知立市介護保険利用者負担額軽減受給者証」を交付する
	資格有効期限と更新	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで(4月1日～6月30日まで)。申請のあつた者は、当該年度の6月30日まで。更新は毎年6月中に行う
	財源	一般会計

28 ・ 岩倉市	事業名・根拠法規等	岩倉市老齢福祉年金受給者福祉助成金の支給に関する要綱
	対象サービス	福祉サービス
	軽減額	利用者負担額の2分の1を助成
	対象者	老齢福祉年金受給者であつて、住民税非課税世帯に属するもの
	助成金の申請・請求	「老齢福祉年金受給者福祉助成申請書」にて市長に申請。該当者には「岩倉市老齢福祉年金受給者福祉助成金決定通知書」により通知され、その後、申請者は「請求書」を市長に提出し、助成金の交付を受ける。
	財源	一般会計

30 ・ 日進市	事業名・根拠法規等	日進市訪問介護利用者負担減額措置実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	軽減額	利用者負担額の2分の1を助成(利用者負担5%)
	対象者	生計中心者が所得税非課税である世帯に属し、次のいずれかに該当する者。 ① 2004年度末現在において、法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業の対象者として認定を受けていた者 ② 2005年度末現在において、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業の対象者として認定を受けていた者
	減額申請・請求	「訪問介護利用者負担減額申請書」に領収書など証拠書類を添付し市長に申請し、償還払いを受ける。
	財源	一般会計

35 ・ 弥富市	事業名・根拠法規等	弥富市介護保険規則・弥富市介護保険規則別表第1に係る内規
	対象サービス	すべての介護保険サービス
	助成額	利用者負担額の50%（利用者負担5%）
	対象者	負担割合変更申請前3カ月の平均収入月額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準生活費以下の世帯に属する者
	助成額の支払	現物給付
	資格の申請	「介護保険利用者負担額減額・免除申請書」に被保険者証を添付し市長に申請。該当者には「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」を交付する
	財源	介護保険特別会計

48 ・ 阿久比町	事業名・根拠法規等	阿久比町在宅介護サービス利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の70%（利用者負担3%）
	助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い
	対象者	住民税非課税世帯のもの（生保除く）
	資格の申請	「受給者証兼介護サービス等支払証明書交付申請書」を町長に申請。該当者には「受給者証兼介護サービス費等支払証明書」を交付する
	減免期間	申請のあった月から最初に到達する6月30日まで
	財源	一般会計

52 ・ 武豊町	事業名・根拠法規等	武豊町在宅福祉サービス利用者負担額助成事業要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（特例サービス費も含む）、住宅改修費、福祉用具購入費
	軽減額	利用者負担額の2分の1を軽減（武豊町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度受給者は4分の1を軽減）
	助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い。ただし住宅改修・福祉用具購入・特例居宅（支援）サービス費は、「居宅介護（支援）福祉用具購入費等利用者負担減額申請書」にて提出。
	対象者	住民税非課税世帯のもの（生保除く）
	申請の有無・内容	「受給者証兼介護サービス費等支払証明書交付申請書」にて町長に申請し、該当者には「受給者証兼介護サービス等交付申請書」を交付する。
	減免期間	申請のあった月から最初に到達する6月30日まで。なお、新規交付申請の場合は要介護認定の有効期間開始日まで遡及する
	財源	一般会計
	事業名・根拠法規等	武豊町指定介護福祉施設サービス利用者負担額助成事業要綱
	対象サービス	介護福祉施設サービス（特例サービス費も含む・食事提供費は除く）
(2)	軽減額	利用者負担額の2分の1を軽減（武豊町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度受給者は4分の1を軽減）
	助成額の支払	「施設介護サービス費等支給申請書（指定介護福祉施設サービス償還払い用）」に領収書及びサービス提供書を添付して申請し償還払い。ただし施設と町が受領委任払い契約を結び、受給者と施設が委任契約を結んだ場合は現物給付
	対象者	介護老人福祉施設に入所する収入が年額68万円以下であるもの
	申請の有無・内容	「指定介護福祉施設利用者負担額減額申請書（指定介護老人福祉施設入所者）」にて町長に申請する
	財源	一般会計

53 ・ 一色町	事業名・根拠法規等	一色町介護保険利用者負担額助成事業実施要綱
	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第2段階」「第3段階」のもの
	(1) 対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護(特例サービス費も含む)
	助成額	利用者負担額の4分の1を助成
	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第1段階」のもの(生保除く)
	(2) 対象サービス	(1)の対象サービスと、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス(特例サービス費含む)
	助成額	利用者負担額の2分の1を助成
	助成の申請	「介護保険利用者負担額助成事業申請書」に「利用者負担額を証明する書類」を添付して町長に申請し、償還払いとする
	財源	一般会計

54 ・ 吉良町、 56 ・ 幡豆町	事業名・根拠法規等	吉良町介護保険低所得利用者負担額助成事業実施要綱 幡豆町介護保険介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護(特例サービス費も含む)
	(1) 対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第1段階」のもの(生保除く)
	助成額	利用者負担額の2分の1を助成
	(2) 対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第2段階」「第3段階」のもの
	助成額	利用者負担額の4分の1を助成
	助成の申請	「介護保険低所得利用者負担額助成金支給申請書」に「利用者負担額を証明する書類」を添付して町長に申請し、償還払いとする
	財源	一般会計

56 ・ 幸田町	事業名・根拠法規等	幸田町介護保険利用者負担軽減事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護(特例サービス費も含む)
	軽減額	利用者負担額の2分の1を助成
	助成額の支払	「介護保険利用者負担軽減金支給申請書」に利用者負担額が分かる領収書など書類を添付して町長に申請し、償還払いを受ける。
	対象者	以下のすべての条件に該当する者 ・住民税非課税世帯 ・世帯の前年収入が149万円(一人世帯の場合は94万円)以下 ・前年度及び前々年度において全世帯員に町民税等の滞納がないこと(分納など担当部局との間で調整が取れている場合は滞納とみなさない) ・生活保護を受けていない
	財源	一般会計